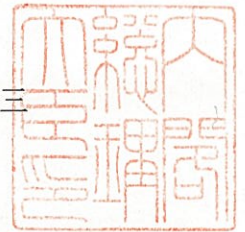




消 食 表 1 6 5 号
平 成 2 6 年 7 月 2 3 日

消 費 者 委 員 会
委 員 長 河 上 正 二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

下記について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）を別添新旧対照表のとおり一部改正し、ステアリン酸産生大豆に係る表示基準を追加することについて

別添

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】	
別表1～別表2 【略】		別表1～別表2 【略】	
別表3（第3条関係）		別表3（第3条関係）	
形質	加工食品	形質	加工食品
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの
ステアアリドン酸産生			
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの
	対象農産物 大豆		対象農産物 大豆
	とうもろこし		とうもろこし